

監査報告

独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、国立研究開発法人農業環境技術研究所(以下「法人」という。)の平成26事業年度(平成26年4月1日～平成27年3月31日)の業務、事業報告書、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類(案)、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの付属明細書)及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

監事は、監査計画に基づき、理事長、理事、内部監査部門、業績評価部門その他職員(以下「役職員等」という。)と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。また、役員(監事を除く。以下「役員」という。)の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合する事を確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制システム」という。)について、役職員等からその整備及び運用について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を受けた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会計計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査の結果

1 法人の業務の執行状況

法人の業務は法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

2 法人の内部統制システムの整備及び運用状況

①内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する法人の長の職務執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

②プリペイド方式によるDNA合成製品等の取引及び預け金等の不適正な経理処理疑いが判明し、12月に中間報告を公表した。全容解明(平成16年～25年度)に向けて、現在も調査を継続中である。外部委員3名(弁護士及び公認会計士)を含む調査委員会による調査結果を踏まえ、他法人とも連携して迅速かつ的確に徹底した再発防止策を順次実施している。今後も業務遂行状況を監視する。

③平成26年6月に通則法が改正され、平成27年4月1日施行に向けて業務方法書の記載内容の変更は相当であると認める。

3 役員の不正行為等について

役員職務執行に関し、不正行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4 財務諸表等について

会計監査人「優成監査法人」の監査の方法及び結果は、相当であると認める。

5 事業報告書について

事業報告書は、法令に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等、過去の閣議決定に於いて定められた監査事項について

1 自己収入の確保

平成26年度は次のとおり。

特許実施料収入 581 千円、 分析・鑑定 131 千円、 研究資料の提供 50 千円
ここ数年間は増額傾向にある。運営費交付金が減少する中、増額努力を期待する。


2 保有資産の処分

平成26年度は、既存の施設等について、不要と判断されるものは無かった。

平成27年6月19日

国立研究開発法人 農業環境技術研究所

監事

水谷 順一 

監事

堀 雅文 